

# 国民健康保険のお知らせ

国民健康保険課 ☎443-2065、2064、2066  
各行政サービスセンター地域福祉課  
大沢野☎467-5811 大山☎483-1214  
八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

## 保険料の納付について

令和2年度国民健康保険料の納入通知書を7月20日(月)に送付します。今年度の1回目(第1期)の納期限は8月5日(水)です。保険料は年8回払いです。特別徴収(年金天引き)の方は、年金支給日ごとの年6回払いとなります。

### 保険料の賦課限度額

国民健康保険料は、「医療分」「介護分(40~64歳が対象)」「後期高齢者支援金分」で構成されています。

令和2年度から、「医療分」「介護分(40~64歳が対象)」の賦課限度額を右のとおり改定しました。

	令和元年度まで	令和2年度から
医療分	61万円	<b>63万円</b>
介護分	16万円	<b>17万円</b>
後期高齢者支援金分	19万円	

### 保険料の軽減制度

年間所得が下記の基準額以下の世帯は、保険料の均等割額と平等割額が減額されます。このうち、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯を拡充しました(太字が改正点です)。

軽減割合	被保険者および世帯主の前年中の年間所得 <sup>(※1)</sup>
7割	基礎控除額(33万円)
5割	基礎控除額(33万円) + <b>28万5千円</b> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数 <sup>(※2)</sup> )
2割	基礎控除額(33万円) + <b>52万円</b> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数 <sup>(※2)</sup> )

(※1) 収入額から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を差し引いた金額で、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。また、65歳以上の方の年金収入の場合は、さらに15万円差し引いた金額で判定します。

(※2) 国民健康保険制度から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方の人数。ただし、世帯主の異動があった場合は同一世帯とみなされず、特定同一世帯所属者ではなくなります。

#### 保険料は納期限までに必ず納めましょう

保険料を納期限までに納めないと、延滞金が発生する場合があります。災害など特別な事情が生じて納付が困難になった場合は、分納・減免などの制度もありますので、早めに相談してください。

#### 医療費の支払いにお困りのときは

災害や事業の休廃止などの特別な事情により、一時的に収入が減少し、医療費の支払いが困難な場合は、相談してください。

新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、保険料の納付が困難な場合の免除・納付猶予制度があります。詳細は、問い合わせてください。

## 各種認定証の更新について

7月13日(月)から各種認定証の更新の受付を開始します。更新が必要な方は、現在お持ちの認定証と被保険者証を持参の上、保険年金課(市役所1階)または各行政サービスセンター地域福祉課へ申請してください。

※保険料に未納がある場合や所得の申告をしていない場合は、更新できないことがあります。

### 更新の対象となる認定証

#### ●限度額適用認定証

医療費の支払いが自己負担限度額までとなります(70歳未満の方、70歳以上の現役並み所得Ⅰ・Ⅱの方)。

#### ●限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事代が減額されます(市・県民税非課税世帯の方)。

#### ●標準負担額減額認定証

入院時の食事代が減額されます(70歳未満の市・県民税非課税世帯の方)。

# 後期高齢者医療保険の お知らせ

固保険年金課 ☎443-2063

各行政サービスセンター地域福祉課

大沢野☎467-5811 大山☎483-1214

八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

## 保険料の納付について

### 保険料の決まり方

7月下旬に、「令和2年度後期高齢者医療保険料決定通知書」を送付します。

保険料は2年ごとに見直しが行われ、「均等割額」と「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

令和2年度の年間保険料の限度額は64万円です。



(※1)前年中の年間所得から基礎控除額(33万円)を差し引いたものです。

### 保険料の軽減制度

#### ①均等割額の軽減

年間所得が下記の基準額以下の世帯は、均等割額が軽減されます。保険料の軽減特例が見直され、8.5割軽減の対象者は7.75割軽減に変更、8割軽減の対象者は7割軽減に変更となります。また、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯を拡充しました(太字が改正点です)。

軽減割合	被保険者および世帯主の前年中の年間所得 <sup>(※2)</sup>
7.75割	基礎控除額(33万円)
7割	基礎控除額(33万円)以下の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で、そのほかの所得が無い方
5割	基礎控除額(33万円) + (28万5千円 × 被保険者数)
2割	基礎控除額(33万円) + (52万円 × 被保険者数)

(※2)65歳以上の方の公的年金所得は、さらに15万円減額した金額で判定します。

#### ②被用者保険(国民健康保険以外)の被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療制度に加入する直前まで被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、**後期高齢者医療の資格取得後2年間**は、均等割額が5割軽減されます。

### 保険料の納付方法

#### ①年金からの天引き(特別徴収)

年金の受給額が年間18万円以上の方は、原則、年金からの天引きとなります(2カ月ごとの徴収)。

※届け出により、口座振替に変更できます。

#### ②口座振替や納付書による納付(普通徴収)

年金の受給額が年間18万円未満の方や、年度途中で資格を取得した方などは、口座振替や納付書により納付してください。

※普通徴収の方は口座振替が便利です(これまで国民健康保険料を口座振替にされていた方も、あらためて口座振替の手続きが必要となります)。

新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、保険料の納付が困難な場合の免除・納付猶予制度があります。詳細は、問い合わせてください。

## 被保険者証の発送について

### 新しい被保険者証を7月16日(木)から送付します

8月1日以降は新しい被保険者証を使用してください。

富山県後期高齢者医療広域連合  
☎465-7502

# 国民年金のお知らせ

国民年金課 ☎443-2067

各行政サービスセンター地域福祉課

大沢野☎467-5811 大山☎483-1214

八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

## 保険料免除および納付猶予制度について

### 保険料免除制度

本人、配偶者および世帯主の前年の所得（1月から6月までの保険料については前々年の所得）が下記の所得基準額以下の方は、申請して承認されると保険料が免除されます。

#### <免除の所得基準額など(令和2年度)>

免除区分	承認期間中の保険料月額	所得基準額
全額免除	0円	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の3免除	4,140円	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	8,270円	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	12,410円	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※免除された保険料に応じて、老齢基礎年金の受給額が一部減額されます。

※免除の承認を受けた場合(全額免除を除く)でも、納付すべき保険料を納付しないと、未納期間となります。

※所得基準額を超えていても、失業中などの理由があれば、免除が承認される場合があります。

### 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人および配偶者の前年の所得（1月から6月までの保険料については前々年の所得）が所得基準額以下の方は、申請して承認されると保険料を後払いできます。

#### <納付猶予の所得基準額> (扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

※所得基準額を超えていても、失業中などの理由があれば、納付猶予が承認される場合があります。

#### 【免除・猶予申請について】

対象／経済的な理由などで保険料の免除・猶予を希望される方

申請場所／保険年金課(市役所1階)および

各行政サービスセンター地域福祉課

必要なもの／年金手帳など基礎年金番号がわかる書類、印鑑、  
離職票(失業中の方) など

免除・猶予が受けられる期間／

申請月の2年1カ月前から令和3年6月まで

※免除・猶予での年度は7月から翌年6月までです。

※任意加入されている方は対象外です。

※学生で国民年金保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」を利用してください。

※出産の際は、「産前産後期間の免除制度」を利用してください。

新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、保険料の納付が困難な場合の免除・納付猶予制度があります。詳細は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp>)を確認するか、問い合わせてください。

## 保険料の追納について ～後から納めることもできます～

免除や納付猶予の承認を受けた場合、将来受け取る年金額が少なくなります。10年以内であれば追納(後から保険料を納付すること)ができます。

※免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

追納を希望される場合は、日本年金機構富山年金事務所へ相談してください。

☎日本年金機構富山年金事務所 ☎441-3926

🌐 <https://www.nenkin.go.jp>

災害時における避難所では、新型コロナウイルスなどの感染症の拡大を防止するため、十分な換気やスペースの確保などの対策を行います。市民の皆さんも、感染症の拡大を防止する行動へのご協力をお願いします。

## どこに避難するか

ハザードマップなどを活用し、自宅の災害リスクを確認しましょう。「避難」とは「難」を「避」けることです。**安全な場所にいる場合は、必ずしも避難所に行く必要はありません。**感染リスクを考慮した行動をお願いします。

- ・ 自宅で安全が確保できる場合は、人の集まる避難所には行かず、自宅に留まりましょう。
- ・ 安全な、親戚や知人宅などに避難することも検討しましょう。

## 避難所への持ち出し品

避難所に避難する際には、**通常の非常持ち出し品と合わせて、**次のような感染症対策用品も持参してください。

- ・ マスク
- ・ 消毒液
- ・ 体温計
- ・ ウエットティッシュ など

### 避難情報(警戒レベル)

水害・土砂災害に関する避難情報等は、5段階の「警戒レベル」を用いて発令・発表されます。警戒レベル3や4が発令された地域にお住まいの方は、速やかに避難してください。

※警戒レベル5は、既に災害が発生している状況です。命を守る最善な行動をとってください。

▶ 詳細は、内閣府防災情報のホームページをご覧ください。

警戒レベル 4

**全員避難**(市が発令)

警戒レベル 3

**高齢者等は避難**(市が発令)

警戒レベル 2

避難行動の確認

警戒レベル 1

心構えを高める

内閣府 避難勧告

検索

中小企業や商店、自営業などで働く皆さんを応援します

**Uサポートとやま**

(公財)富山市勤労者福祉サービスセンター

## 会員募集

会員数 **11,292**人(令和2年5月現在)

Uサポートとやまでは、中小企業や自営業などの皆さんを対象に、さまざまな福利厚生事業を行っています。

※事業主と従業員の皆さんが、一括して加入、または従業員の皆さんで作る親睦会などの単位で加入できます。

※事業主が負担した会費は、税法上の損金や必要経費として処理することができます。

**会費** 1人につき月額500円 **入会金** 不要

問い合わせ

(公財)富山市勤労者福祉サービスセンター  
(市民プラザ3階:大手町) ☎493-1354

## 加入すると、こんなサービスが利用できます

### 慶弔金の給付

結婚や出生、勤続祝金などを給付します。

### 各種施設の利用料金やチケットの割引

- ・ 市内文化施設、体育施設の利用料の割引
- ・ コンサートのチケットや映画鑑賞前売り引換券などを割引価格で提供
- ・ 各種入浴施設の利用に対する助成

### キャンプ場施設の利用補助(2,000円~4,000円)

- 対象施設
- ・ とやま古洞の森自然活用村のケビン(池多)
  - ・ 割山森林公園園天湖森のコテージ(割山)
  - ・ 立山山麓家族旅行村貸別荘のケビン(本宮)
  - ・ グリーンパーク吉峰のコテージ(立山町)
  - ・ 東福寺野自然公園SLハウス(滑川市) など

### 施設の利用料補助

対象施設を「日帰り」または「宿泊」利用する際、1,000円の補助が受けられます。

対象施設/ 呉羽ハイツ、八尾ゆめの森ゆうゆう館、楽今日館、グリーンビュー立山 など

### 家庭常備薬の割引

- ・ 年3回(2・6・10月)、家庭常備薬を割引価格で提供